

出雲圏域

働く人の健康づくりセミナー

～「従業員の健康を考えよう」～

無料

日程 令和2年1月23日（木）

時間 13:30～16:00（受付 13:00～）

会場 島根県出雲保健所（出雲市塩冶町 223-1）

対象 出雲市内の事業所の事業主、安全衛生管理者等

プログラム

◆講演 「生活習慣病対策～高血圧・喫煙について～」
島根大学医学部総合医療学講座 大田総合医育成センター
内科系教授 高橋 伸幸 先生

◆取組発表 「ヘルス・マネジメント認定事業所」の取組

◆行政説明 「改正健康増進法による受動喫煙対策」について

○しまね☆まめなカンパニー

◆情報交換 「健康づくりで実施していること、困っていること」

< 締切 > 1月10日（金）

< 申込み先 > 出雲労働基準監督署

（〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13-3 出雲地方合同庁舎 4 階）

裏面にご記入の上、FAX (0853-21-1226) または郵送により
お申込みください。

※欠席される場合も裏面アンケートに、ご協力お願いします。



【主催】 出雲労働基準監督署、島根産業保健総合支援センター、出雲地域産業保健センター、島根県出雲保健所
出雲圏域地域・職域連携推進連絡会（事務局；出雲保健所）

【問合せ先】 島根県出雲保健所 健康増進課 ☎（0853）21-8785

令和元年度 働く人の健康づくりセミナー参加申込書【1/10(金)締切】

事業所名	(担当者氏名: _____)		従業員数 (喫煙者 _____ 人)
連絡先	TEL _____	FAX _____	
研修会への参加 (〇をつけてください)	出席	<参加者の職種・氏名>	
	欠席		

～ 欠席の場合も、下記アンケートにご協力をお願いします。 ～

アンケート

*該当する番号または項目に〇、または記入をお願いします。

1 しまね☆まめなカンパニーを知っていますか。

- ①既に登録している ②関心はあるが、登録していない ③関心がない

2 2020年4月1日から改正健康増進法※によって義務づけられる受動喫煙防止対策に取り組んでいますか、または今後取り組む予定がありますか。

法律で義務づけられる受動喫煙防止対策に

- ① 既に取り組んでいる (a.喫煙専用室を設置している b.屋内禁煙としている c.敷地内禁煙としている)
 ② 2020年4月1日までに取り組む予定
 ③ 法律の内容を知らない

※2018年7月に成立した改正健康増進法によると、企業・工場・飲食店などは屋内禁煙が義務づけられます。屋内に喫煙室を設けるための要件があります。法律の内容については、最寄りの保健所までお願いします。

3 受動喫煙防止対策について、取組状況を教えてください

- ①敷地内完全禁煙 (建物内も屋外も禁煙)
 ②施設内 (建物内) 完全禁煙
 ③完全分煙 (喫煙室を設け、仕切りをして煙を外に排出、煙が施設内に流入しない)
 ④不完全分煙 (喫煙場所はあるが、煙が施設内に流れる)
 ⑤特に対策をしていないが、対策を検討中
 ⑥特に対策をしていないが、今後も取り組む予定はない

} 分煙・禁煙の取組が難しい理由
{

4 貴事業所でがん検診を実施 (助成) していますか

- ①取り組んでいる ②取り組んでいない

※「取り組んでいる」場合は、下記に回答をお願いします。

右枠に、下記枠内の該当する数字をご記入ください。	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん

- 1 事業所として実施 (例: 検診車を配置、医療機関で実施等) 3 未実施
 2 行政や保険者と連携して実施 (例: 市町村が実施する検診を受診等) 4 対象者 (女性) がいないため、未実施

5 血圧測定器 (血圧計) が設置され、活用されていますか

- ①はい
 ②いいえ

その血圧計は活用されていますか。
 はい ・ いいえ

6 従業員の健康づくりで実践していること、困っていること、講師に聞きたいことがあれば記入ください。